

○袋井市ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金交付要綱

平成18年 3 月31日

告示第41号

改正 平成21年 3 月31日告示第56号
平成22年 3 月31日告示第40号
平成23年 3 月31日告示第42号
平成24年 3 月30日告示第39号
平成25年 3 月29日告示第32号
平成26年 3 月31日告示第35号
平成26年12月26日告示第204号
平成28年12月28日告示第197号
平成30年 2 月15日告示第13号
令和 2 年 2 月17日告示第25号
令和 4 年 3 月31日告示第84号
令和 5 年 3 月31日告示第67号
令和 6 年 3 月29日告示第47号
令和 8 年 3 月27日告示第83号

(趣旨)

第1条 市長は、ゼロカーボンシティふくろいを実現するため、地球温暖化対策に資する事業を実施した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 太陽光発電システムに係る事業の実施に伴う補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅に設置する場合には、市内に住所を有する者で、発電された電力を自らの居住の用に供する住宅に供給するために設置し、市税を滞納していないもの

(2) 事業用の建物に設置する場合には、市内に住所を有する事業者で、発電された電力を自らの事業の用に供する建物に供給するために設置し、市税を滞納していないもの

(3) 公会堂その他のコミュニティ施設に設置する場合には、発電された電力を当該建物に供給するために設置した自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体については、市税を滞納していないもの）

2 太陽光発電システムに係る事業以外の事業の実施に伴う補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者又は事業者であって、市税を滞納していないものとする。

（補助対象事業及び補助金の額）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び基準額は、別表のとおりとし、補助対象事業に要した費用の2分の1と基準額とを比較して、いずれか少ない額を補助金の額とする。ただし、省エネルギー診断（一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断及び一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断をいう。以下同じ。）に限り、要した費用と基準額とを比較して、いずれか少ない額を補助金の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、別表に定める補助対象事業ごとに、1世帯（事業所に係る補助金の交付については当該事業所、自治会のコミュニティに係る補助金の交付については当該自治会）につき1回限りとする。

4 補助対象事業のうち、前条に規定する補助対象者が、過去に市から補助金等の交付を受けた機器と同じ種類の機器については、この告示に基づく補助の対象としない。

（補助金の額の確定）

第4条 市長は、規則第13条の規定にかかわらず、補助金の額の確定に関する手続を省略することができる。

（補助金の返還）

第5条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（報告）

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、設置状況及び実施状況等について報告を求めることができる。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(袋井市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

- 3 袋井市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成17年袋井市告示第31号)は、廃止する。

附 則 (平成21年3月31日告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、交付の対象機器を購入した者に対する奨励金の額は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、交付の対象機器を購入した者に対する奨励金の額は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日告示第42号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第32号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「ハイブリッド自動車」を「プラグインハイブリッド自動車」に改める部分に限る。)については、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の日の前日までに、改正前の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定に基づく交付の対象機器を購入したものに対する奨励金の交付は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日告示第35号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日告示第204号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の日の前日までに、改正前の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定に基づく交付の対象機器を購入したものに対する奨励金の交付は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月28日告示第197号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の日の前日までに、改正前の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定に基づく交付の対象機器を購入したものに対する奨励金の交付は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月15日告示第13号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の日の前日までに、改正前の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定に基づく交付の対象機器を購入したものに対する奨励金の交付は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月17日告示第25号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定に基づく交付の対象機器を購入したものに対する奨励金の額は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第84号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に購入した交付の対象機器に係る奨励金から適用し、同日前までに購入した交付の対象機器に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定に基づく交付の対象機器を購入したものに対する奨励金の額は、改正後の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金交付要綱の規定に基づく交付の対象機器を購入したものに対する奨励金の額は、改正後の袋井市ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月27日告示第83号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象事業	基準額
太陽光発電システムの設置 (電力会社と契約を締結し、既存建物へ設置したものに限る。)	購入したシステムの太陽電池モジュールの最大出力1キロワット当たり25,000円。ただし、100,000円を上限とする。
蓄電池の設置 (既存建物へ設置したものに限る。)	100,000円
家庭用コージェネレーションシステムの設置	60,000円
脱炭素コベナンツローン (温室効果ガスの削減を条項に含むローン) の借入 (金融機関に支払う取扱手数料を対象	100,000円

とする。)	
集合住宅用EV充電器の設置	50,000円
省エネルギー診断	20,000円
その他市長が特別に認める事業	市長が別に定める額